

第三者による特許発行前の情報提供の統計、留意事項、及び戦略的活用

2015年11月16日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

第三者による特許発行前の情報提供（MPEP 1134-1134.01 参照）は、特許プロセキューションに第三者が限定的にはあるが関与することができる手続であると言えます。この手続は、広く一般に公衆が利用できるものであり、IPR 等の特許付与後手続にはない利益を情報提供者（場合によっては特許出願人）に与えるものです。情報提供者は、特許出願に異議を唱えることができますが、限界やリスクがあることも理解しておく必要があります。

上記のように情報提供は有用なツールですが、実際にどれだけの件数の情報提供が行われているのか等については公表されていませんでした。このような状況下で、第三者による情報提供の利用に関する2014年9月26日付の統計データが公表されています。以下に、この統計データについて説明すると共に、情報提供における留意事項とその有効活用について説明します。

【全9頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
外国専門部長補佐 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.